

信販会社の加盟店管理責任と加盟店での 反社会的勢力の排除

坂 東 俊 矢

1. はじめに

本稿は、釧路地方裁判所帯広支部で係争中の事件（以下、本件という）に対する「意見書」に、事件の事実関係などを加えたものである。なお、本件は、現段階ではまだ裁判所の判決は示されていない。

本件は、信販会社の加盟店である中古自動車販売会社に雇用された暴力団員である従業員に脅されて中古車を購入させられ、その代金を信販会社との立替払契約で支払った者（以下、購入者という）に対して、信販会社が与信額相当の損害賠償請求をしたことに対して、購入者が信販会社に対して立替払契約に基づく債務の不存在の確認等を求めた事件である。

本件には、意見書にも書いたように契約に至った事実経過の評価について、原告の購入者と被告信販会社との間で争いがある。この点に関する判断は、本件を法的に解決するためには重要であると考えられる。もっとも、中古自動車の契約に関わった中古自動車販売会社の従業員が暴力団員であって、反社会的勢力に該当する者であることについては争いはない。

一方、法的な論点としては、信販会社に課せられている加盟店調査義務を基礎に、加盟店から反社会的勢力を排除することが信販会社の法的な義務であるかという点につきるように思われる。割賦販売法 35 条の 3 の 5 に基づく加盟店調査義務として信販会社に課せられている義務には、反社会的勢力の排除が明示されていない。また、暴力団に対して企業が経済

の利益を供与することがないようにする対応も、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、暴対法）及び各地の暴力団排除条例、反社会的勢力遮断に関する行政指針などに基づいて、法的な義務として、厳格に求められている。もっとも、これらの対応の主たる目的は、健全な企業活動が反社会的勢力によって妨害されることを防止することにある。この二つの法的な義務を基礎に、立替払契約を提供する信販会社は加盟店に反社会的勢力に属する者が勤務することについて、どのような法的責任を負うのかが問われているのである。それは、信販会社に課せられている加盟店調査義務の法的な射程を明らかにすることでもある。場合によってはその仕組みを悪用することもできるクレジットの取引環境を健全に機能させるためにも、加盟店調査義務の義務内容の具体化は重要な課題である。

なお、本件のに関する資料は、原告の代理人である今瞭美弁護士（釧路弁護士会）からご提供いただいた。記して感謝申し上げます。

2. 本件の事実関係

本件の事実関係で重要なものを時系列で記載する。

以下、原告である自動車購入者を A、被告信販会社を甲信販会社、信販会社の加盟店である中古自動車販売会社を乙加盟店、暴力団員で中古自動車販売会社に勤務していた者を B と記載する。

(1) 事実経過

平成 27 年 11 月頃 A が B と釧路市内のスナックで知り合う。

平成 28 年 2 月 1 日 乙加盟店が B を仮採用として雇用。

平成 28 年 5 月 19 日 A が B に呼び出され、「会社を経営するので協力せよ」と言われるが、A は農業協同組合に勤務していて兼業が禁止されていたため、最初は断る。B から「自分は恐喝で捕まっているので、釧路で何かあったら言え」と言われて怖くなり、結局は承諾する。

平成 28 年 5 月 26 日 A は B に強要され、乙加盟店から中古自動車レク

信販会社の加盟店管理責任と加盟店での反社会的勢力の排除

サスを購入。その代金については、甲信販会社との間で、自動車代金 425 万円（頭金 50 万円）、分割手数料 108 万 1556 円、支払回数 84 回、第 1 回支払額 59,056 円、第 2 回以降支払額 57,500 円の立替払契約を締結。

5 月 26 日 A は B に呼び出されて、① 銀行で預金口座、クレジットカードを作成し、B に渡す。② A は信用組合で 100 万円の借り入れをして、融資された金銭を B に渡す。③ 蕎麦屋で B が出した自動車の購入契約書に A が署名。後に本件で問題となる自動車の購入契約書だと知る。自動車は B がその後、占有し使用しているものと思われる。

6 月 10 日 A は B から呼び出しを受ける。① 損害保険会社と自動車の保険契約。② 消費者金融会社で借入の契約。カードを B に渡す。13 日にも別の消費者金融会社で借入の契約。カードを B に渡す。

6 月 14 日から 6 月末にかけて、A はさまざまな金融機関でカードローン契約を締結。

6 月 28 日 A が住民票と印鑑証明書をそれぞれ 2 通とって、印鑑とともに B に渡す。7 月 7 日、司法書士事務所で A の本人確認。その後、会社が設立されたということを知る。

7 月 20 日 2 カ所の携帯電話会社で各 2 台のスマホを契約、1 社でタブレット 1 台の契約。すべて B に渡す。

平成 28 年 7 月 22 日 A は、勤務先に迷惑がかかると思い、支局長、課長に状況説明をして、退職届を提出。その夜に、法律事務所に相談に行く。

7 月 25 日 A は釧路警察署に相談。

7 月 26 日 弁護士にカードの使用停止を行ってもらう。弁護士に B に自動車を返還するように通知してもらうが、返還は実現せず。

9 月 12 日 今弁護士に相談。

平成 28 年 8 月 8 日 試用期間の満了により、乙加盟店は B を本採用せず。退職。

平成 28 年 9 月 16 日 A 「債務整理」の申立（平成 29 年 6 月 22 日免責許可決定）。

平成 29 年 1 月 10 日 甲信販会社が A に対して、訴訟提起。

① 留保所有権に基づく自動車の引渡し、② 不法行為を理由とする立替払契約に基づく損害賠償請求、③ 不法行為を理由とするカードローン契約の連帯保証委託契約に基づく損害賠償請求。

平成 29 年 1 月 18 日 B が別件で逮捕。本件自動車であるレクサスを任意提出。甲信販会社に引渡し。(2 月 6 日、甲信販会社は、自動車の引渡し請求を取り下げ)

平成 29 年 3 月 14 日 甲信販会社は「請求の縮減申立書」。車両による換価 (156 万 9341 円) の結果、請求額は 336 万 8262 円に縮減。

平成 29 年 3 月 23 日 破産手続開始決定 (6 月 22 日破産と免責決定)。

平成 30 年 4 月 27 日 A は今弁護士等を代理人として甲信販会社に損害賠償請求訴訟を提起。

(2) 事実の評価に関わる論点

本件の事実から B が暴力団員であるという事実を捨象すれば、本件は、実際には B が使う自動車の立替払契約を A の名前で契約をした事案であるとも言える。いわゆる名義貸しである。クレジット契約における名義貸しをめぐっては、重要な最高裁判決がある。最高裁平成 29 年 2 月 21 日判決 (民集 71 卷 2 号 99 頁) である。

この最高裁判決は、信販会社の加盟店である着物の販売会社が、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約として、既存の顧客に対して多数の名義貸しを依頼した事案である。販売会社が名義を貸した顧客に代わって立替金を支払ってきたが、倒産したため、信販会社から名義人に対して未払金の請求がなされた。最高裁の多数意見は、名義貸しについて、「名義貸しが販売業者の依頼でなされ……中略……、動機に関する重要事項に不実告知があった場合には、……中略……購入者は販売業者に利用されたとも評価しうる。」として、割販販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 6 号で立替払契約を取り消すことができる可能性があると論じている (なお、少数意見は「名義貸しは不正行為であり、名義貸人が法律知識に乏しくとも、常識的に理解できたはず」とする)。名義貸しに応じた者が、被害者であ

るか、それとも不正行為に加担した者であるかの評価は具体的な事実に基づいて判断するしかない。もっとも、名義を貸与した者が、クレジット会社の加盟店である販売業者の違法なビジネスによる被害者と評価できる可能性があることには留意する必要がある。

本件では、自動車に関する立替払契約について、事実上、名義を貸したことになる A の責任が問われている。その行為に及んだ経緯が、乙加盟店の従業員で暴力団員の B による強迫によるものと評価できるのか、それともおそらくは暴対法を逃れるために会社を設立するについて A が協力をした結果であると評価すべきなのかによって、A の責任に関する考え方は分かれるようにも思われる。上記に記載した事実関係を前提にする限りは、A が B の言動に畏怖して契約を締結したことも事実ではあるが、一方で、B の会社設立に協力をしているかのようにも見られる事実もある。もっとも、「意見書」でも記載した通り、B の会社設立の意図を A が認識して協力をしていたと評価できる事実は、分かっている範囲からは認定できないと思われる。また、結果的に、A は多額の借金を抱えたとともに、農業協同組合という安定した仕事を退職して、最後は自己破産をせざるを得ない状況に追い込まれている。そして、こうした被害は、暴力団員によって目を付けられた一般人が被る典型的な被害の一形態でもある。さらに、通常の名義貸しでは販売業者の詐欺が問題となる例が多いが、立替払契約との関係では第三者である販売業者の詐欺を理由とする契約の取消しには、信販会社が悪意か善意であることについて重過失があるとの要件が付加されていて、決して容易ではない（民法 96 条 3 項）。一方で、強迫の場合には第三者による強迫であっても、それを理由に締結された契約は取り消すことができる。仮に本件の契約締結が強迫によるものだと認定が可能であれば、それだけで立替払契約は取り消すことができる可能性がある。

いずれにしても、事実関係の評価は、ていねいな認定で確定される必要がある。したがって、強迫の成否も含めて、安易に断定はできない。しかし、以上の事実による限りは、A は平成 29 年最高裁判決で契約の名義を

貸した契約者以上に被害者と評価できるのではないかと私には思える。

3. 釧路地方裁判所帯広支部に提出した「意見書」

以下、平成 31 年 2 月 20 日付けで釧路地方裁判所帯広支部に提出した本件に関する「意見書」をそのまま掲載する。なお、実際には、当事者等の名称は実名で記載されているが、本稿の掲載にあたっては、先に示した記載方法に変更する。

意見書

平成 31 年 2 月 20 日

釧路地方裁判所帯広支部 御中

京都産業大学法学部教授

坂東俊矢

1. 本意見書の基礎となる事実

本件は、被告（株）甲信販会社（以下、甲信販会社）の加盟店で中古車販売会社である乙加盟店株式会社（以下、乙加盟店）の営業職員である B により、原告 A が自動車の購入を強要されたと主張していることに端を発する紛争である。

自動車は中古のレクサスであり、乙加盟店からの購入代金は 425 万円であった。そして、その代金の支払いについて、平成 28 年 5 月 26 日に甲信販会社と A との間で、頭金 50 万円を除き、分割手数料 108 万 1556 円を加えた支払合計 483 万 1556 円について立替払契約が締結されている（以下、本件契約）。

本件契約が、A が乙加盟店の営業職員であった B の勧誘を受けて、締結に至ったことには争いはない。

もともと、本件契約がBによって強要されたものであるか否かなど、締結の経緯については、Aと甲信販会社との主張には隔たりがある。Aは、本件契約を含め、多数の契約をBに強要されたと主張している。平成30年4月27日付「訴状」には、本件契約が「甲信販会社の加盟店である乙加盟店の暴力団員である営業社員が、自らが使用する車両を、Aに購入させるために締結した契約」(11頁)であると主張する。一方で、甲信販会社は、別訴の平成29年9月21日付「第3準備書面」で、甲信販会社のAに対する債権を「悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」(破産法253条2号)であるとしている。その趣旨は、Aの破産手続において、Bから欺されたとか、脅されたといった事実が認定されておらないことから、会社への出資金などのために、AがBの言うがままに支払意思や支払能力もないのに、契約を締結したものであるとの主張であると推測される。

もともと、平成30年6月25日付の甲信販会社の「答弁書」では、「基礎となる事実について特段の争いはなく、」(7頁)とも記載されている。乙加盟店の営業職員であったBが暴力団員であるかについて、甲信販会社は「答弁書」の認否で「不知」(2頁)としているが、特段の争いがない基礎となる事実として、「訴外Bが反社会的勢力たる属性を有する人物であることを前提に、被告の注意義務の存否や契約の有効性を問題とするもの」とも記載している。この記載を前提とする限り、Bが暴力団員であることについては、原告と被告とで認識に違いはなく、本意見書もそれを前提に記載することが可能であると考ええる。

本件訴訟では、Aから甲信販会社に損害の賠償請求がなされている。この法的な構成と上記の事実とを前提とすると、本件訴訟の最大の焦点は、甲信販会社が乙加盟店の営業社員であるBが暴力団の構成員であることを認識することができたかあるいは認識すべきであったか。そして、仮に、認識ができたあるいはすべきであったとして、それに基づいて甲信販会社にはどのような法律的義務が生ずると考え

られるのかにある。最後に、それらの検討を踏まえて本件契約の締結過程に関する考え方について若干の意見を追記する。

2. 甲信販会社のBが暴力団員であるとの認識

Aの代理人である今瞭美弁護士は、平成28年9月16日に「介入通知」を関係機関に送付している。甲信販会社に対しては、AがBに言われて本件契約やカードを使って金員を借り入れた経緯についても同日付の「介入通知」により通知をしている。この通知には、Bが反社会的勢力あるいは暴力団員である旨の具体的な記載はないが、Aが自動車をBが勤めている中古自動車販売会社（乙加盟店のことを指すものと思われる）から購入させられ、購入直後からBがその車両を使用するとともに、その返還もままならないという異常な経緯が記載されている。通知を受け取った甲信販会社とすれば、介入通知にある自動車の売買契約への与信が甲信販会社によってなされていること。また、Bが勤務する中古自動車販売会社が乙加盟店であり、その会社が甲信販会社の加盟店であることは、容易に判断することができる。

こうした場合に、クレジット会社にはいかなる対応が法律的に求められているのであろうか。

割賦販売法は、個別クレジット業者に対して、特定商取引法に定める5種類の取引について、加盟店の調査をする義務を定めている（割賦販売法35条の3の5）。調査の結果、加盟店において、特定商取引法の定める不実告知等の禁止事項に違反したり、消費者契約法の取消事由に該当するような不適切な勧誘行為があったと認められた場合には、与信が禁止される（割賦販売法35条の3の7）。個別クレジット業者による加盟店の調査は、加盟店契約の提携に先だって行われなければならない（割賦販売法施行規則76条）。また、加盟店に関して、割賦販売法35条の3の7各号に定める法定不適正勧誘に該当する苦情が寄せられた場合には、加盟店の調査を行うこととされている（割

賦販売法施行規則 77 条 1 項)。なお、調査項目には、悪質な勧誘行為を防止するための体制が調査項目に挙げられている（割賦販売法施行規則 75 条 1 号ト）。

もっとも、こうした調査義務はあくまで特定商取引法に規定される 5 類型取引に条文上は限定されている。本件契約が締結された場所については必ずしも判然としないが、「訴状」に添付された「別紙 2」の 3 には、「B は、俺の車がなくなったので、俺の車を買えと原告に言い、蕎麦屋に連れて行った。原告は、B が出した書類に「サインすれ」と言われて、内容も確認させてもらえないままサインをさせられた。この書類が、本件で問題となっているレクサスの契約書である」との記述がある。これが事実であれば、本件契約は乙加盟店の店舗で契約したのではなく、特定商取引法の訪問販売に該当することになる。なるほど、本件契約の対象である自動車は、特定商取引法のクーリング・オフについては適用が除外される（特定商取引法 26 条 4 項）。しかし、訪問販売で売られている以上、自動車であっても、クーリング・オフ以外については特定商取引法が適用される。

なお、仮に乙加盟店の店舗以外の場所で契約をしたことについて争いがあるとしても、不適正与信を禁止するための行為規範としての加盟店の調査は、その与信業務を行うについての広い注意義務として制定されたことに留意すべきである。立法過程では、「店舗販売などの場合を含めまして、クレジット会社が消費者からの苦情を適切に処理するような義務付け規定を設けてございます。こうした苦情処理の一環といたしまして、消費者トラブルの防止のために、必要に応じまして加盟店の勧誘方法につきましても調査を実施することが望ましいのではないか」（平成 20 年 6 月 10 日参議院寺坂政府参考人答弁）との答弁がなされている。加盟店の調査と管理は、個別クレジット業者たる信販会社に広く課せられた法律的な責任に他ならない。そして、そうした責任が個別クレジット業者に課せられた法的な根拠は、個別クレジットという取引の仕組みを加盟店が利用することによって不正な

利益を挙げ、その損害を結果的に顧客である消費者に転嫁することを防止することにある。

平成 28 年 9 月 16 日の「介入通知」の記載事項は、事実上、乙加盟店という加盟店での本件契約についての苦情が甲信販会社に寄せられたと解することができる。したがって、甲信販会社には、加盟店である乙加盟店に対して本件契約について調査を実施する法律的な義務がある。調査を実施していないとしたら、それは行政処分の対象となるのであって、実際にももちろん、何らかの調査がなされたであろうと推測される。なお、調査内容は、調査年月日、記録作成日、調査の結果等について、書面または電磁的記録により作成するとともに、その記録を作成後 5 年間保存することが義務付けられている（割賦販売法 35 条の 3 の 5 第 2 項、割賦販売法施行規則 78 条）。

もっとも、実際にどのような調査がなされたのかは判然としない。その意味では、調査の結果、甲信販会社がどのような認識を持ち、どのような対応をとったのかも分からない。しかしながら、平成 29 年 11 月 29 日の釧路地方裁判所帯広支部による調査嘱託事項に対する乙加盟店は、B を暴力団員だと確認したのは今弁護士からの電話によるが、雇用していた平成 28 年 2 月 1 日から 8 月 8 日までの間においても、B が暴力団関係者のような雰囲気があり、周りから暴力団関係者ではないかとの噂を何度も耳にしたと回答している。平成 28 年 9 月 16 日に甲信販会社が乙加盟店に調査をすれば、B が退職をした事実や暴力団関係者との疑いがあることを容易に知ることができたはずである。そうした事実を甲信販会社が認識できれば、日本クレジット協会が提供する反社会的勢力の排除のためのデータベース「クレジット保安照合サービス（CSRS：Credit Safety Reference Service）」やその他の反社会的勢力排除のための仕組みなどを活用すれば、B が反社会的勢力あるいは暴力団に関与している者であることも容易に認識することができたものと考えられる。

3. 加盟店従業員が暴力団員であることを認識できたクレジット会社の法的義務

では、Bが暴力団員であることを認識したあるいは容易にできた甲信販会社は、加盟店である乙加盟店あるいはBが担当者となつてした本件契約をどのように取り扱う必要があつたと考えられるのであろうか。

反社会的勢力との経済関係に関しては、平成4年3月に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、暴対法）が施行された。また、平成19年6月に法務省は、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（以下、指針）を公表している。これは、暴力団等反社会的勢力、がその資金源として、経済活動の体裁をとつた企業に対する不当要求を行うことが大きな問題となり、その被害を防止し、そのための対策を講ずることが示されたものであつた。甲信販会社も、この指針に則つて、社内規定の整備を行うとともに、加盟店基本契約およびクレジット契約にそれぞれ反社会的勢力排除条項を設けるなどの措置を講じてきているとしている（平成29年2月28日付「ご回答」）。

もっとも、甲信販会社は、平成30年6月25日付「答弁書」において、指針は「企業自身の被害を防止する（いわば企業防衛）ための指針」であり、取引相手の被害を防止するための指針ではない」（3頁）とする。一方、原告側は、平成30年5月14日付「準備書面」で「暴排条項のある契約については、反社会的勢力を契約から排除し、反社会的勢力の関与が判明した場合には、当該契約を速やかに解除することで、反社会的勢力によって契約の関係者が損害を被ることを防止する義務を負う」（2頁）と主張している。なるほど、指針は、取引の相手として反社会的勢力が関与し、不当な請求を受けた場合の措置を企業として準備することを求めるものである。もっとも、その前提には、反社会的勢力が例えば休眠会社や関係者以外に作らせた会社などを利用して、経済的利益を得ることがないようにすることが社会

的な喫緊の課題であるとの背景がある。企業には、自らの取引の仕組みを反社会的勢力が利用して、経済的利益を得ることがないように配慮することが求められている。

本件では、暴力団員である B が、甲信販会社の乙加盟店の営業社員として平成 28 年 2 月 1 日から 8 月 8 日までの間、雇用されている。乙加盟店と B との雇用契約があるが故に、B は甲信販会社が契約当事者である個別クレジット契約を利用することができた。本件契約も、B が乙加盟店の営業職員であるが故に締結に関与することができたのである。雇用契約という法律的关系を通して暴力団員が加盟店の営業職員となることで、結果的には、個別クレジット契約の当事者となる以上の経済的利益を反社会的勢力である暴力団員が享受することができる。個別クレジットでは加盟店がクレジット契約の加入や契約締結に向けた手続のほぼすべてを行っている。加盟店は、クレジット会社の契約に関して不可欠な役割を担っている。そこに反社会的勢力が関与することは、大変危険であり、許されることではない。指針の求める趣旨は、まさしくそうした経済的利益が構造的に生じないように企業として配慮することである。

こうした趣旨が裁判で争われた事例がある。東京地裁平成 29 年 11 月 9 日判決（平成 29 年（レ）第 185 号）（判例集未搭載。TKC 文献番号 25549202）である。なお、本件判決は、東京簡裁を第 1 審とする控訴審判決である。

この裁判は、東京電力の顧客センター業務を受託する株式会社 TMJ が、平成 26 年 6 月頃に顧客センターで勤務する契約社員に対して、「反社会的勢力若しくは反社会的勢力と密接な関係を有する者と一切の関わりがないこと、また関わりを持たないこと」を含む誓約書への署名を求めたところ、この条項の適用範囲が不明確であるとして署名を拒んだ者を自宅待機としたことの適法性が争われた事案である。自宅待機を余儀なくされた契約社員は、休業手当と賃金の差額 9 万円余りの支払を求めた。裁判の直接の争点は、株式会社

TMJ が契約社員に自宅待機を求めたことが適法な処分であったかである。

ところで、株式会社 TMJ と東京電力の間の業務委託契約書に「株式会社 TMJ が反社会的勢力を利用するなどしたときは、直ちに契約を解除する」と規定されていた。株式会社 TMJ は、誓約書への署名を求めた時期に東京電力から反社会的勢力との断絶に対する念押しがなされたこともあり、企業倫理およびコンプライアンス上、従業員に反社会的勢力と関わりを持つ者がいないことを確認する必要がある、本件誓約書の提出要請は法令や社会的要請に応えるために不可欠な手続であると主張している。

裁判所は、株式会社 TMJ が提出を命ずることができる文書が、勤務規律維持の必要性および労働者の権利を不当に害しないという観点から合理的と認められる範囲に限られると指摘する。その上で、コールセンター業務を委託されたクライアント（東京電力）の関係で反社会的背力との関係を断絶すべき高度の要請があることからすれば、反社会的勢力と関わりを有する者との関係を広く禁ずる内容を誓約書に取り込むことは合理的であると認められると判断している。業務委託という形式であれ、加盟店という形式であれ、その業務の重要な一部を第三者に委ねているという構造は、本件訴訟と東京地裁判決とで異なるところはない。

損害保険契約に関する規律も参考になる。損害保険契約では、損害保険会社に代わってその代理店が契約を勧誘、説明し、締結する権限を有している。2016 年の保険業法改正によって、損害保険会社には募集人（代理店）に対する体制整備義務が導入された（保険業法 294 条の 3）。

金融庁による損害保険会社の「監督指針」では、そのⅡ-4-9（反社会的勢力による被害の防止）で、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことが企業の社会的責任であるとして、「公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社においては、保

險会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。」としている。そして、それを受けた、日本損害保険協会「募集コンプライアンスガイド」(2017年12月26日)では、代理店・募集人が反社会的勢力に該当することが判明した場合に対応として、所属保険会社は、代理店委託契約を解除している。また、募集人が反社会的勢力に該当した場合は、代理店は募集人届出の廃止をしなければならないとしている。

指針や暴対法を受けて、どのような対応をとるのかは、それぞれの企業に委ねられている。もっとも、その内容は、自らの経済活動を通して、結果的に反社会的勢力が経済的利益を得ることがないように配慮すべき法律的要請がある。個別クレジット会社にはその加盟店を調査する法律の義務が課せられている。その義務を履行したところ、加盟店に反社会的勢力が関与していると判断できた場合には、そこから反社会的勢力が経済的利益を得ることがないように対応すべき法律の義務が生ずると解することができる。

4. まとめ

以上の通り、個別クレジット会社には加盟店調査義務が課されており、その義務の履行を行った結果、加盟店に反社会的勢力が関与していると認識できた場合には、反社会的勢力がその地位を利用して経済的利益を得ることがないように対応する法律の義務があると解すべきである。

もっとも、本件では、平成28年9月16日付「介入通知」を甲信販会社が受け取ってから、どのような加盟店の調査が行われたのかが明確にはなっていない。既述のように、甲信販会社としては、加盟店乙加盟店の営業社員であるBが反社会的勢力に属する者であるとの認識を持つことができたと思われる。もっとも、この点は、甲信販会社の調査内容を明確にすることが必要であると考えられる。

あえて付言すれば、平成 28 年 9 月 16 日「介入通知」に書かれた多数の金員を抛出させて、会社を設立するという対応は、反社会的勢力に属さない者に休眠会社を設立させて、それを利用するという暴力団特有の手口そのもののようにも思われる。そうした対応に個別クレジットが利用されることがあってはならない。そのためにクレジット会社が果たすべき責務が問われている。